宅地造成等規制法運用の手引 令和5年10月改訂版 改訂事項一覧表

ページ	内容
表紙	・改訂年月を令和5年10月に変更
はじめに	・改訂理由(盛土規制法の施行、県証紙廃止に伴う手続きの流れ見直し)記載
目次	19 罰則
	条ずれ訂正
P1	2 宅地造成工事規制区域の指定
	・法第3条第1項訂正(特例市削除)
	・規制区域図の備え付け場所に所管の地域事務所を追記
Р3	一覧表 所管県民局・市
	・勝英地域事務所の所管・電話番号を維持補修課に変更
P7	3 宅地造成に関する工事の許可
	規則第4条第1項訂正(特例市削除)
P9, 10	5 宅地造成に関する工事の技術的基準、③ 盛土をする場合の安全措置
	・宅地防災マニュアルの解説を第三次改訂版(最新)に変更
	・大規模盛土造成地の解説を、滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(最
	新)に変更
P21, 22	⑥ 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造 へ 擁壁の高さと根入れ深さ
	・擁壁の根入れ→擁壁の根入れ <u>深さ</u> に変更
	・擁壁の高さH→擁壁の高さ <u>(地上高さ)</u> Hに変更
	・管理者との協議で決定できる根入れ深さに水路と道路を記載
P28, 29	⑩ 崖面について講ずる措置に関する技術的基準
	・記載事項及び法面保護工の分類表を訂正
P34	り、規則への委任
	・ 令第 15 条訂正 (特例市削除)
P37	8 国又は都道府県の特例
	・法第 11 条訂正(特例市削除)
	・ 県規則第7条 条項ずれ訂正
	・県住宅供給公社削除(解散)
P38	9 変更の許可等(2)軽微な変更
	・県規則第 10 条 条文訂正 10 開刊
P46	19 罰則
	・条ずれ訂正 【県証紙廃止に伴う見直し】
P49~51	【宗証紙廃止に行り兄直し】 I 宅地造成に関する工事の許可申請等の諸手続
	1 - 七地垣成に関する工事の計り中間等の帽子版 ・申請書等提出先を県に見直し(手続き完了後、県から市町へ通知)
	・手数料の支払いで納付済証を申請書へ貼付する旨追記
	・関係市町村の意見書を申請前に取得する流れに変更
P54, 56, 59 ~64	【県証紙廃止に伴う見直し等】
	Ⅱ 宅地造成に関する工事の許可申請図書の作成
	・申請書等提出先を県民局・地域事務所又は建築指導課盛土対策班に変更
	・手数料の支払いで納付済証を申請書へ貼付に訂正
	・設計図への押印廃止
	・宅地造成工事許可申請書等の図書作成要領(3)委任状、(4)関係市町村の
	意見書、(9) 宅地造成区域内の土地の公図の写しの記載事項訂正
P68, 69, 72	VⅢ 様式
74, 76, 78,	VⅢ 様式 ・押印廃止による印削除
81~83, 85	・押印義務付け廃止を明示
87, 89, 94	37 日で表名力 13 V <i>D</i> 出工 で ク1/J N
P90, 91	Ⅷ 様式
1 30, 31	・(注)の権利種別訂正